



福岡医発第517号(地)
令和元年5月18日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き等の送付について

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き、周知・啓発のためのポスター及び被保険者向けのパンフレットが作成された旨の周知協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、本手引き、ポスター及びパンフレットのPDFデータをお送りいたしますので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

なお、本手引き、ポスター及びパンフレットにつきましては、下記の厚生労働省ホームページに掲載されております。

記

- ・厚生労働省ホームページ（糖尿病性腎症重症化予防の推進に向けた広報事業）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055466_00005.html

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ18)

令和元年5月8日

都道府県医師会

担当理事 殿

日 本 医 師 会

常任理事 羽 鳥 裕

糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き等の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省保険局国民健康保険課より、糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き、周知・啓発のためのポスター及び被保険者向けのパンフレットが作成され、本会宛てにも別添の周知協力方依頼が参りました。

つきましては、被保険者向けパンフレット（2部）を同封しておりますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関、ならびに貴都道府県糖尿病対策推進会議等を構成する団体への周知および協力方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本糖尿病対策推進会議を構成する団体宛にも周知方依頼をいたしておりますことを申し添えます。

本手引き、ポスターおよびパンフレットにつきましては、厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055466_00005.html

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 1 日

日本医師会 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課

糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き等の送付について

国民健康保険の保健事業の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省において、糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き、周知・啓発のためのポスター及び被保険者向けのパンフレットを作成し、別添のとおり、都道府県宛て事務連絡を発出いたしました。

糖尿病性腎症の重症化予防の推進にあたっては、医療関係者と行政が協力し、連携体制を構築し取組を実施することが非常に重要であり、貴会におかれましても、都道府県医師会、郡市区医師会、会員等に周知いただくとともに、都道府県及び市町村等との連携に御協力いただくよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局国民健康保険課
保健事業担当

TEL : 03-5253-1111 (内線 3255)

E-mail : kokuho@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 1 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課

糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き等の送付について

国民健康保険の保健事業の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

国では、健康日本 21（第 2 次）において、糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少等を数値目標として掲げ、さまざまな取組を進めています。また、2015 年（平成 27 年）7 月 10 日に開催された日本健康会議で採択された「健康なまち・職場づくり宣言 2020」の中でも、生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体数の増加が目標とされています。

そうした中で、各保険者においては重症化予防プログラムに基づき、取組を進めていただいております。国においても、国保制度における保険者努力支援制度等により、重症化予防の取組を促進しています。

重症化予防に取り組む市町村数は増加していますが、その取組の内容にはばらつきがみられます。また、具体的な取り組み方がよく分からないという自治体関係者から声をいただくこともあることから、実践事例等を収集・参照しながら、この度実用的な手引き書としてまとめました。

また、糖尿病の合併症として糖尿病性腎症があることや糖尿病性腎症が重症化することで人工透析に移行すること等について、周知・啓発のためのポスター、被保険者向けのパンフレットを作成しました。

都道府県におかれましては貴管内市町村はじめ関係者へ手引き等を周知していただくとともに、手引きを参考に、貴管内市町村の取組が円滑に行われるよう、支援をお願いいたします。

なお、厚生労働省から日本医師会及び日本糖尿病対策推進会議に対しても、別途、本手引きの周知の依頼を行うとともに、都道府県・市町村・広域連合が行う糖尿病性腎症重症化予防の取組に対する協力を依頼していることを申し添えます。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局国民健康保険課
保健事業担当

TEL : 03-5253-1111（内線 3255）

E-mail : kokuho@mh1w.go.jp